

湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の
地域展開・地域連携に向けた推進計画（案）

湯梨浜町教育委員会

令和8年 月

はじめに

中学校における部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、活動に親しむ機会の確保、体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成、自主性、協調性、責任感、連帯感、努力による達成感、充実感の涵養、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成など生徒の成長に対する教育的意義が高ただけでなく、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど中学校教育を支えてきました。また、従来の中学校における部活動は、休日の指導や大会・発表会の引率、運営への参画など、中学校教職員の献身的な支えにより維持・継続されてきました。

しかし、学校における働き方改革の必要性の高まりにより、中学校教員の時間外業務時間に占める部活動指導時間の割合が高く中学校教員の負担となっているとの指摘とともに、少子化により団体競技等において単独でチームを組むことができない学校が増加しているなどの問題が指摘されるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は令和2年9月に「令和5年度以降、公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする」と示し、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を策定しました。国のガイドラインにおいて、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

また、鳥取県教育委員会においては、文部科学省等の方針を受け、令和5年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定されました。

このような状況をうけて湯梨浜町教育委員会では、国ガイドライン並びに県推進計画を参考に湯梨浜町の状況も踏まえて令和6年6月に湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画（以下「町推進計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

その後、文部科学省は令和7年12月に「活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン ～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（国の新ガイドライン）」を示し、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する方針を示しました。

鳥取県教育委員会においては、国の新ガイドラインを受けて、県推進計画を改訂されました。

湯梨浜町教育委員会としましては、国の新ガイドライン及び県推進計画の改訂を受け、また、湯梨浜町の実情を踏まえて「湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を改訂し、「湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域展開・地域移行に向けた推進計画」として、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、中学校教員等の負担軽減等につながる取組を推進していきます。

令和8年 月

湯梨浜町教育委員会

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 湯梨浜中学校の部活動は、当面の間「地域連携型」を基本とします。しかし、直ちに「地域連携型」への移行が困難な場合は、学校等の状況に応じ「拠点校（合同部活動型）」等の部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら取組を推進します。
- (2) 休日の部活動地域展開については、生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとします。
- (3) 平日の活動については、当面の間、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保します。
- (4) 本町における部活動改革は、これまで中学校教員等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる部活動を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校等に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していきます。

◎取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりです。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と表記することとします。

- 「地域展開」は、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に移行することです。

※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えるものです。

②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって、より豊かで幅広い持続可能な活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に国が変更したものです。

※地域クラブ活動の実施にあたっては、学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など学校との連携を図る必要があります。したがって、地域展開をした場合にも学校は地域クラブ活動に関わりを持つこととなります。

- 「地域連携」とは、学校部活動において部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動の実施等です。

2 改革期間及び取組方針（休日・平日）

(1) 改革期間

- ①国に準じて、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として、令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」と設定します。
- ②国は「前期の終了時にそれまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ後期において更なる改革を推進する。」としており、国の動向を踏まえて、取組を推進します。

(2) 取組方針

【休日】

- ①改革実行期間内に、原則として全ての部活動において地域連携の実現をめざし、部活動指導員、外部指導者を配置できるよう取り組みます。
- ②地域展開が可能となった部活動については、地域展開を実施します。

【平日】

- ①地域連携が可能な部活動については地域連携に取り組むとともに、地域連携・地域展開を推進するための課題の洗い出しと解決策の検討を行います。
- ②地域展開が可能となった部活動については、地域展開を実施します。

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- (1) 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることも同等な目的とする活動であること。
- (2) 地域クラブ活動は、学校部活動と同様に生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や認定要件は、下記のとおりです。詳細については、「湯梨浜町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を参照してください。

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、湯梨浜町教育委員会として地域クラブ活動の認定を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 湯梨浜町認定地域クラブ活動の認定を受けるにあたり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、湯梨浜町教育委員会が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

(想定される認定の効果)

- ① 生徒・保護者等に対する湯梨浜町教育委員会等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加のための支援
等

(認定を希望されない地域クラブ活動へのお願い)

- ① 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となりますが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することを要請します。
- ② 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応の徹底を要請します。

Ⅲ 地域展開・地域連携の円滑な推進にあたっての対応

1 推進体制の整備

(1) 湯梨浜町における体制整備

今後も「湯梨浜町立湯梨浜中学校部活動のあり方検討会」を定期的開催し、推進計画を策定し改革方針や具体的な取組の内容、スケジュールをわかりやすく周知するとともに、情報共有・連絡調整等を行います。

(2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域連携・地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施にあたっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが必要です。

- ① 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ることが大切です。
- ② 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行います。
- ③ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、児童生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行います。(活動方針・活動状況等の共有にあたっては、ICTや既存の検討会等を活用するなど、負担軽減に努めます。)

※令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意し連携を進めます。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

- 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部）
地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記されました。
- ① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること

(3) 関係団体等・大学・民間企業との連携

① 基本的な考え方

部活動改革を円滑に進めるためには、湯梨浜町教育委員会が、町の実情に応じて幅広い関係団体（スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等）、大学、民間企業等と連携しながら取り組むことが重要です。

その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業等の協力を得ることが不可欠です。

関係団体等、大学、民間企業等と連携・協働することで、新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待されます。

持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや関係団体、大学、民間企業等にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられます。

※地域クラブ活動の実施にあたっては、公民館等の社会教育施設等との連携も重要です。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

関係団体等

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

大学

- ・地域における大学の認知拡大
- ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・指導者や教師等をめざす大学生への実践機会の提供による人材育成 等

民間企業

- ・地域における企業の信頼性向上
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供 等

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、町教育委員会等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要です。また、湯梨浜町教育委員会が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要です。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運營業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・町教育委員会による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・町教育委員会による会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT活用による運營業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等におけるICTの活用 ・ICTの活用による各種運營業務の一元的な管理の検討 等

(2) 指導者の確保・育成

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠です。
- 部活動の地域展開・地域連携にあたっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要です（認定地域クラブ活動指導者登録制度については、別冊資料①の別紙2を参照）。
- 指導者の確保にあたっては、鳥取県が設置している人材バンク等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要です（教師等の兼職兼業についての詳細は、VIの1を参照）。

<想定される人材の例>

<p>【地域スポーツクラブ活動】 スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、部活動外部指導者、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許所有者、総合型地域スポーツクラブの指導者 等</p> <p>【地域文化クラブ活動】 アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、部活動外部指導者、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業） 等</p>

② 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な人材の発掘・マッチング・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県が設置している人材バンク等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む。）の活用の促進 ・部活動指導員・外部指導者を定期的に公募し、幅広い人材に協力が得られる取組の実施 ・湯梨浜町・湯梨浜町教育委員会と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な能力の保障、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県、湯梨浜町等や大学・関係団体等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む。）（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施） ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進等の検討 ・地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得をめざす環境整備 ・経験豊富な指導者とペアで指導を行うOJTの推進 ・地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・国における指導の手引き等の作成・普及 ・女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・障害の有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・指導者に対する適切な処遇の確保 等

平日（学校部活動） と休日（地域クラブ活動）の一貫指導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体や部活動指導員・部活動外部指導者等と学校との間での活動方針等の共有 ・指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・学校関係者と地域クラブ関係者等による合同研修会の開催 ・共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用）等
ICTの効果的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学习 ・デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

（3）活動場所の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠です。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等のさらなる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要です。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育・学校部活動に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要です。

② 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
活動場所の確保 (学校施設等の有効活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校をはじめ、小学校や公共のスポーツ施設、社会教育施設等が保有する施設等の活用促進 ・認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等 ・学校体育施設等の夜間照明の保管スペースの確保 ・学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用による予約システムの構築 ・休日の地域クラブ活動の実施にあたり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築 等

（4）活動場所への移動手段の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒

の移動手段の確保が必要です。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要です。

- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、湯梨浜町における公共交通担当課と教育委員会事務局が密接に連携しつつ対応することが必要です。

② 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠です。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなりますが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、湯梨浜町教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進める必要があります。
- 湯梨浜町教育委員会や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要です。
- 怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要です。

※スポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえ、国、県、町、関係団体等が一丸となって、対策を進めていくことが必要です。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消

去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

② 具体的な取組内容

項目	主な取組例
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・湯梨浜町教育委員会等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 ・国における指導の手引き等の作成・普及 等
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・湯梨浜町教育委員会や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・湯梨浜町教育委員会の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入促進 等
生徒及び指導者の保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入促進等

③ 特に留意すべき事項

- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図るこ

と。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。

- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への配慮などにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

① 基本的な考え方

- 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要です。
- 指導者が指導にあたっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域との関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが必要です。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要です。

② 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な地域との関係者の参画	・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障がい者団体、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域との関係者の参画 等

指導者の能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁が作成した障がいのある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の能力の向上（特に、障がいのある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある生徒が、学校部活動や地域クラブ活動への参加を希望した場合、学校や運営団体・実施主体における障がいのある生徒の受入れ 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

① 基本的な考え方

- 部活動の地域展開等にあたっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要です。その際、特に、障がいのある生徒等の多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多様な体験ができる環境を整備することが重要です。
- そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要です。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要です。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、湯梨浜町教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要です。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要です。
- さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めてたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要です。
- そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待されます。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等

<p>地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・ 中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・ 地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ ポスター・チラシ等による広報活動 ・ 定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
<p>生徒の地域クラブ活動の運営等への参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・ 生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・ 生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わったりする仕組みの構築 等

<アンケート調査において把握することが想定される事項の例>

<p>【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況 ② 地域クラブ活動の種目・活動内容の希望 ③ 地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望 ④ 地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい能力を含む。） ⑤ 地域クラブ活動への不安・懸念 ⑥ 地域クラブ活動の指導者に期待すること 等 <p>【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域クラブ活動の満足度 ② 地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む。） ③ 地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと ④ 地域クラブ活動の継続意欲 ⑤ 中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲 ⑥ 将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等

IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 湯梨浜町教育委員会、湯梨浜中学校長は、それぞれ、本推進計画等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定します。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導を行う等、その運用を徹底します。
- 湯梨浜町教育委員会は、部活動の活動方針や活動計画の策定等を効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います（必要に応じて鳥取県教育委員会

の支援を要請します)。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行います。
- 部活動指導員等は、生徒への日常的な指導だけでなく、学校側と相談しながら大会引率や部活動の管理運営等の役割を担います。
- 部活動開始・終了時刻を適切に設定するなどの工夫を行い、生徒の活動時間の確保と教師の負担のバランスを図り、教師の負担が過度にならないよう留意します。
- 湯梨浜町教育委員会は、湯梨浜町業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施します。
- 湯梨浜町教育委員会は、鳥取県教育委員会等と連携し、①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修、②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、③部活動指導員等の任用・配置にあたっては、任用前及び任用後の定期において必要な研修を行います。
- 研修の実施にあたっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担にならないよう留意します。

<部活動指導員等に対する研修内容(例)>

【学校設置者による研修】

- 部活動指導員等の制度の概要(職務内容、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等)
- 学校教育及び学習指導要領における部活動の位置づけ及び部活動の意義
- 服務(校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)
- 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- 顧問や部活動を担当する教師等との情報共有
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- 生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の現場対応
- 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
- 保護者等への対応
- 部活動の管理運営(会計管理等)

【学校による研修】

- 学校、各部の活動の目標や方針(各部の練習時間や休養日の徹底も含む)
- 学校、各部が抱える課題
- 学校、各部における用具・施設の点検・管理

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への指導のあり方、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底します。
- また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ります。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、町教育委員会や学校全体で対応にあたるのが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応します。
- 事実確認等にあたっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に対応します。
- 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校全体で目標や指導方針等を考えることが必要です。
- 目標や指導方針等の設定にあたっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみをめざすことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要があります。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。
- 今後、国において作成される指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）、特にガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等のもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすることが必要です。
- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められます。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への指導のあり方などにも留意することが必要です。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意することが必要です。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意することが必要です。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点から、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等の推進に努めます。
- 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導が行われるよう努めます。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進します。
- 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図るよう要請します。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】週2日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- 上記の休養日や活動時間等は、国が成長期にある生徒が学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定されたものです。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう同様に設定されています。
- （※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されています。
- 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能です。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要があります。
- 活動時間・休養日等の設定にあたっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要です。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにします。

- 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載があることにも留意します。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

- ・ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

- ・ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加をさらに促進する。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、湯梨浜町教育委員会が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要です。

※いわゆる県またぎ・市区町村等またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市区町村等にある場合）も大会参加等が可能となるよう必要に応じて、主催者に要請します。

- 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、地域クラブ活動の参加生徒に対し学校部活動に参加している生徒と同様に支援を実施することができないか検討します。

- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意します。

※ 国から『全国大会以外の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、主催者において更なる改革を進める必要がある。特に、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要がある。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。』と指摘されている点も踏まえ、大会等の参加要件等について注視します。

※ 国から「都道府県及び市区町村等は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うようにすること。」と指摘されている点も踏まえ、検討します。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への引率 について

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教

師以外の者が担うことを可能としつつ、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮します。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等をお願いします。

(2) 大会等の運営への従事について

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者やボランティア等の参画を促進するよう主催団体に要請します。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討するよう要請します。
- 大会等の運営の従事者に対して、湯梨浜町教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施します。

※ 国から「大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えること。」と指摘されていることに留意します。

※ 国から「地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討する必要がある。」と指摘されていることに留意します。

3 生徒の大会等の安全確保

- 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施することを、必要に応じて主催者に要請します。
- 天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応することを、必要に応じて主催者に要請します。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

湯梨浜町教育委員会として、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや参加する大会等を精査するなどの工夫を必要に応じて学校と連携し行います。

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

- 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月文部科学省)等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが必要です。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、湯梨浜町

教育委員会等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り許可します。

- 希望する中学校の教師だけでなく、希望する小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、希望する高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備するよう取り組みます。
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず兼職兼業を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施します。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等として服務監督を行う教育委員会等と地域クラブ活動の指導者としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施します。
- 教師等が兼職兼業で従事を希望する地域クラブ活動の所在市町村と、勤務校の所在市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等と適切に連携を行います。

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 湯梨浜中学校の高等学校入学者選抜における調査書の記載にあたっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望まれます。また、学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切ではありません。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことが重要です。
- 地域クラブ活動の運営団体等は、必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行ってください（高等学校と直接やりとりをすることは想定されません）。

※ 新学習指導要領における地域クラブ及び学校部活動の取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定とのことであり、審議の行方について注視してまいります。

<参考：実行会議の最終とりまとめの記載（抄）>

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が大切である。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していくことが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含

めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要である。

- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。